千葉県労働保険指導協会だより

令和４年秋号

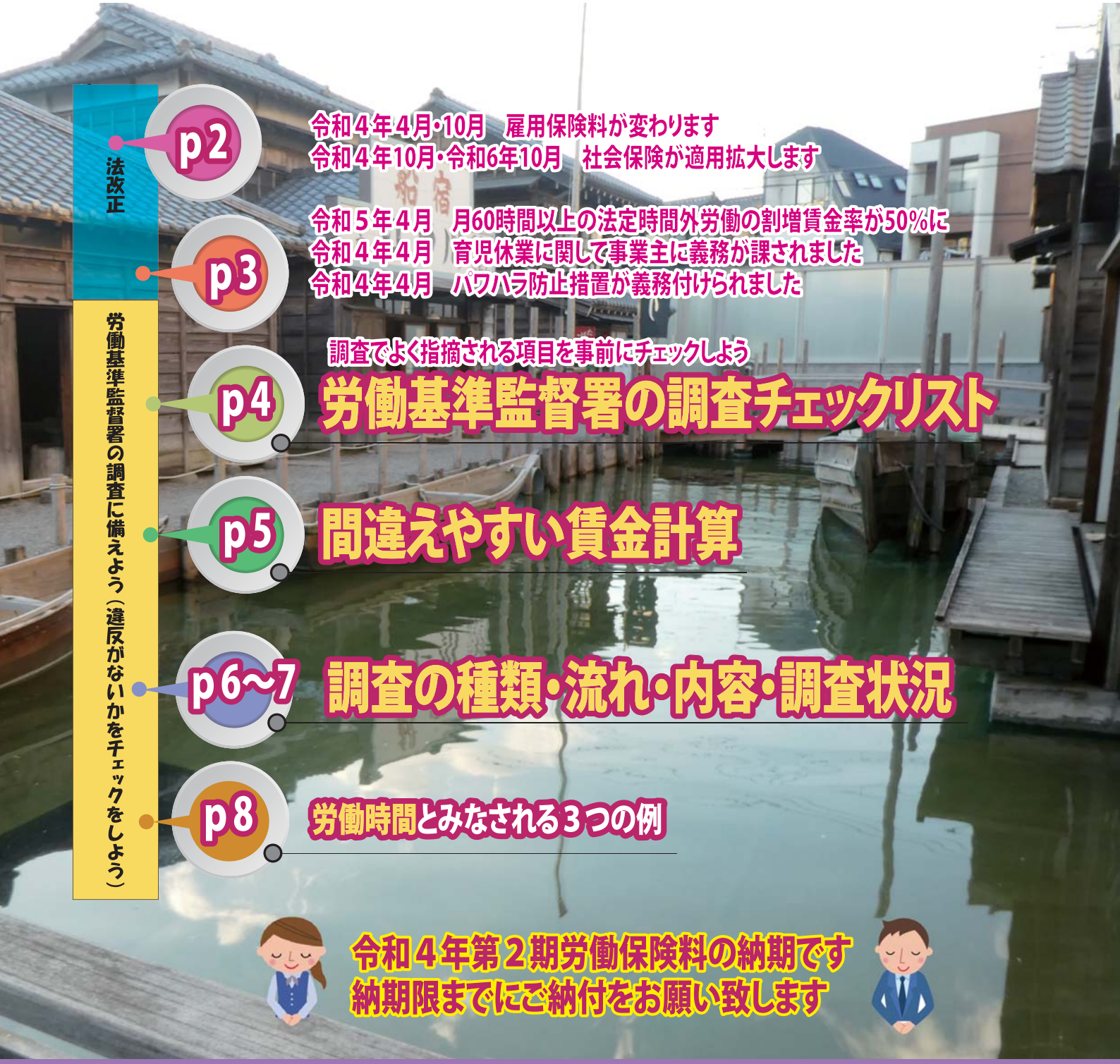

法改正

p2 令和４年４月・10月　雇用保険料が変わります
令和４年10月・令和6年10月　社会保険が適用拡大します

p3 令和５年４月　月60時間以上の法定時間外労働の割増賃金率が50%に
令和４年４月　育児休業に関して事業主に義務が課されました
令和４年４月　パワハラ防止措置が義務付けられました

労働基準監督署の調査に備えよう（違反がないかをチェックをしよう）

p4 調査でよく指摘される項目を事前にチェックしよう
労働基準監督署の調査チェックリスト

p5 間違えやすい賃金計算

p6～7 調査の種類・流れ・内容・調査状況

p8 労働時間とみなされる３つの例

令和４年第２期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金保険）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 043-248-1222(代)

会長の西村がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「西村治彦の日記」

社会保険に加入しましょう

経営者の方も
所得補償のある労災保険に
任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

雇用保険

雇用保険料が
令和４年４月＆10月に変更
詳しくは２ページ

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります
詳しくは２ページ

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金保険のお手続き
- 36協定の作成及び届出
- 労使協定の作成及び届出
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等

社会保険労務士32名

西村治彦、原田淳也、齋藤正雄、
橋本宗太郎、津久井美知子、
西拓也、塩島英和、長和浩、
弓削学、松浦良介、西村由希恵、
武藤雅子、武藤真義、大森佳子、
舘野真一、山崎勝則、菱野義将、
山崎千恵理、堀口晋作、
岩崎由帆、小山真史、有田公明、
榊原庄二、沼田敦、伊藤益弘、
萩原淳、山本隆史、林浩太、
齋藤慎、村野雅一、和泉智孝、
神長寛人

西村社会保険労務士事務所の
所長の個人ブログを公開中

西村治彦の日記　検索

詳しくは当会まで

☎ 043-248-1222　千葉県労働保険指導協会　検索

今月の深掘り知識

「労働者の労働が、労働時間とみなされるかどうか」は「使用者の指揮命令下に置かれているか否か」で、個別具体的に判断されます。では、労働時間とみなされる個別具体例をいくつか教えてください。

平成29年に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインが策定されました。
ここでは、そのガイドラインに掲載されている「労働時間とみなされる３つの例」をご紹介します。ガイドラインの内容は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。※右のQRコード参照

次の①②③は労働時間として扱われます。

① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な**準備行為**（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した**後始末**（清掃等）を事業場内において行った時間

② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「**手待時間**」）

③ 参加することが業務上義務づけられている**研修・教育訓練の受講**や、使用者の指示により**業務に必要な学習**等を行っていた時間

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。

★使用者の明示的・黙示的な指示により労働者が業務を行う時間は労働時間にあたります。
★労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって判断されます。

※労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

編集と発行　労働保険事務組合 千葉県労働保険指導協会
〒260-0023 千葉市中央区出洲港7-2　電話：043-248-1222（代表）FAX：043-247-0573
E-mail：info@chiba-rouho.com　URL http://chiba-rouho.com/